

いちのせき

商工会議所ニュース

Vol.630

2021

3

お買い物は
地元商店で!!

頑張るあなたをサポートします

マル経融資制度

マル経融資制度とは、一関商工会議所が推薦し、**無担保・無保証人・低金利**と非常に有利な条件で利用できる日本政策金融公庫の融資制度です。



○新型コロナウイルス感染症への対策として、通常枠とは別枠での拡充措置があります。

	通常枠	新型コロナウイルス感染症関連 拡充措置
融資限度額	2,000万円	別枠 1,000万円
担保 保証人	不要 (信用保証協会の保証も不要)	不要 (信用保証協会の保証も不要)
返済期間	運転資金 7年以内 (据置期間1年以内) 設備資金 10年以内 (据置期間2年以内)	運転資金 7年以内 (据置期間3年以内) 設備資金 10年以内 (据置期間4年以内)
融資対象	○以下の要件を全て満たす方 ・従業員数 (役員・家族・パートを除く) が 商業・サービス業⇒5人以下 製造業・その他⇒20人以下 の事業所 ・6ヶ月以上、一関商工会議所の経営指導を受けて いる事 ・一関市内で1年以上事業を営んでいる事 (移転の場 合は前の地区において1年以上事業を営んでいる事) ・納付すべき税金を全て完納している事	○通常融資対象項目に加え、以下の要件があります。 ・最近1ヶ月の売上高または過去6ヶ月 (最近1ヶ月を 含む) の平均売上高が前年又は、前々年の同期と 比較して5%以上減少、またはこれと同様の状況 にある小規模事業者。 ※新型コロナウイルス感染症特別貸付等と重複して 金利引き下げの限度額に制限あり
融資利率	1.21% 【令和3年2月1日現在】	通常枠利率より当初3年間 0.9% 引き下げ 1.21% ⇒ 0.31% ○特別利子補給制度あり…当初3年間実質無利子 要件: 小規模事業者 (個人) ⇒要件無し 小規模事業者 (法人) ⇒売上高△ 15%以上 中小企業者 ⇒売上高△ 20%以上

お問い合わせは、一関商工会議所本所・各支所へ

一関市への提言・要望 一関市の回答②

(2月号より続き)

4 国際リニアライターの誘致について

ILCの誘致活動については、本年2月に日本政府が「ILCに関心を持って欧米と協議を進める」と表明し、8月には国際推進チームが発足するなど、着実に前進していると認識しているところである。

今後は、市民の意識醸成や受け入れ態勢の充実を図ると共に、県や関係団体と連携しながらILC誘致に向け、引き続き国に対し積極的に要望活動を展開させたい。

また、当所では一関市のご協力をいただきながら中心市街地や地域商店街におけるまちづくりの総合的なデザインの策定作業を進め、先般、基本構想までを提言申し上げたところである。

まちづくりにおいては、ILC誘致実現後を見据えて、統一した考え方に基づく活動を推進することが有効であると考えます。市当局が策定した「ILCを基軸とした一関まちづくりビジョン」と、「一関市まちづくりグラウンドデザイン」を踏まえ、一層の協働推進を期待するものである。

回答 当市では、ILCを基軸としたまちづくりを掲げており、これまで、東北ILC推進協議会やILC実現を熱望する住民の会をはじめ、岩手県南・宮城県北でILC誘致を推進する団体などと連携し、政府や与党議員などへ要望したほか、東北出身の国会議員、超党派の国会議員で組織されるリニアライターの国際研究所建設推進議員連盟に加入している議員を訪問するなどして、働きかけを行ってまいりました。

そのほか、東北市長会において、ILC誘致実現に関する特別決議を提案するなど、実

現に向けた働きかけや、関係団体・関係自治体と連携した要望活動を実施しております。引き続き、関係団体・関係自治体と連携して、ILCの日本誘致に関する方針の早期決定を政府に働きかけてまいります。

ILCを見据えたまちづくりについては、本年8月に発足した東北ILC事業推進センターなどの関係団体、県をはじめとする関係自治体とともに、広域的な視点に立って検討を進めてまいります。

また、東北ILC推進協議会が東北におけるグラウンドデザインを示しているところであり、東北全体、県全体のプランとの調整を図りながら検討を進めるべきと捉えております。その検討に当たっては貴会議所が取り組んだ「一関市まちづくりグラウンドデザイン策定100人委員会」での検討結果も参考に、今後も市民との意見交換等を経ながら、検討を進めていくべきと捉えてまいります。

(ILC推進課)

5 沿岸と内陸を結ぶ「新笹ノ田トンネル」の早期実現について

沿岸と内陸を結ぶ重要路線でもある国道343号は、「復興支援道路」に位置づけられているものの、陸前高田市と一関市の境にある笹ノ田峠が交通の難所となっている。

特に、冬期間は、路面の凍結等により安全な通行に支障をきたしていることに加え、ILC誘致実現の折には、機材の運搬に支障が生ずることから、新トンネルの整備により安全・安心な交通の確保ができるよう、「新笹ノ田トンネル」の早期事業化に向け国・県へ働きかけられたい。

回答 一関市と陸前高田市を結ぶ国道343号の笹ノ田峠は、交通の難所であり、冬期間は路面の凍結等により交通に支障をきたし、安心して通行できる道路の整備が強く望まれております。

国道343号は、平成30年4月に国土交通省の指定する「重要物流道路代替・補完路」に指定され、従前にも増して安定した通行の確保が求められており、難所解消のためには、

「新笹ノ田トンネル」の実現が極めて有効であると認識しております。

平成26年に新笹ノ田トンネルの実現のため寄せられた9万人を超える署名の重みを汲み、関係市町で構成する「国道343号・広域幹線道路整備促進期成同盟会」や、関係市町・団体に構成する「新笹ノ田トンネル整備促進期成同盟会」などと連携し、国・県に対して強力に要望してきたところであり、

今年度7月には市から県知事へ調査事業の実施及び早期事業化に向けた方向性を示すよう要望をし、県南広域振興局土木部、沿岸広域振興局土木部に対しては、「国道343号・広域幹線道路整備促進期成同盟会」、「新笹ノ田トンネル整備促進期成同盟会」と連携して要望を行っており、今後も、その実現に向け、要望活動に積極的に取り組んでまいります。

(道路建設課)

6 岩手県立高等学校の再編について

商工業の健全な発展、さらなる地域振興のためには、それを担う人材の確保、育成は不可欠であり、当地域においては、一関工業高校をはじめとする県立高校や私立高校において地元産業を支える技術者、後継者の育成、教育が行われている。

県教委が示した「新たな県立高等学校再編計画後期計画(案)」では、一関工業高校や千厩高校を対象とした統合計画が盛り込まれているが、地元で専門の学校や学科があればこそ、地元出身の産業人材を育てることが可能であり、このことが当地域の産業経済を支えてきたものと認識している。

については、当地域における製造業、建設業など産業経済の人材確保を図る観点から、小規模校も含めた地元高校の存続を強く県へ働きかけられたい。

回答 県教委が示した後期計画(案)は、両磐地区及び胆江地区の2つの広域生活圏にまたがる再編計画となっており、県内の他の地区の再編計画と比較しても、その対象とする圏域の広さや公共交通機関の実態から、通学をはじめとする生徒や保護者の負担が増

すこと、広域圏を越えての統合であり、身近に工業系の学校がなくなることに、工業高校への進学を断念せざるを得ない状況が生じる恐れがあること、これらのことを強く危惧したところであり、

また、本県における産業振興のあるべき姿、産業界の動向やニーズなど、県全体の状況をしっかりと把握した上で、再編計画を策定すべきであるとも考えております。

このように、両磐地区におけるこれまでの産業振興の歴史を踏まえ、また、今後における工業系の人材育成や確保を図る観点に鑑み、7月に行った県への要望に際しては、県知事あてに一関市議会議長との連名で要望書を提出し、再編計画の再考を強く訴えたところであり、工業高校をはじめとする地元高校の存続について、機会を捉えて県に働きかけてまいります。

(政策企画課)

7 移住・定住策の強化について

働き方や生き方についての価値観の多様化や、情報通信技術の普及・発達、一般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、テレワークなどを活用し、二地域居住や複数の地域を往復して生活・就労する人が増えている。

移住・定住を推進するためには、支援策の強化はもとより、支援策の情報入手や申請手続き等のワンストップ窓口の開設、移住・定住のみならず子育て支援、教育支援、医療支援などが一貫できる仕組みづくりと情報発信の強化、良質な住居や店舗がリーズナブルな家賃設定で提供できるための家主への支援策等が必要と考える。

これらの支援策のブラッシュアップの検討や実施について部・課を横断して実行できる仕組みや組織の立ち上げとともに、官民一体となり、検討する場の設置を要望するものである。

回答 移住・定住施策については、移住者住宅取得補助金や空き家バンク制度などに早くから取り組み、また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の対応として、オンライン移住相談会を継続的に実施し、移住希望者な

どの支援を進めております。
また、令和2年度から移住コーディネーターを配置し、移住相談のワンストップ化を行い、移住希望者の個々のニーズに対応できる体制を整えたところであります。

併せて、庁内移住定住推進連絡会議を設置し、本庁各課と各支所との連携をさらに強化し、移住者や関係人口の増加を図るための取組を進めることとしており、組織横断的な対応や情報発信の強化を進めてまいります。

家主(物件所有者)への支援策については、空き家バンクにおいて、物件所有者や買主などの改修工事や家具等の処分費用の負担を軽減するため「空き家バンク登録住宅改修等補助金」を用意しております。なお、空き家バンク制度は、移住者の住居を対象としており、店舗のみの場合は対象外としております。

また、空き家バンクにおける売買価格や家賃設定については、物件所有者自ら、管理できない物件を早期に手放すことを目的として、低価格の設定とすることが多く、支援のニーズはないと捉えております。
(いしがいづくり課)

8 地域商工業の維持・発展のために

(1) 創業支援策の拡充と既存事業者継続支援について

厳しい経営環境や後継者不足により事業者が減少することは、地域経済の衰退へとつながることから、市が創設した起業家経営安定化支援事業補助金や空き店舗入居支援補助制度を拡充し、起業者を増やすとともに、既存の事業者が事業を継続していくための政策(市版の持続化補助金)の創設や事業承継、後継者対策の拡充が必要である。

また、当地域がワーケーションなど新しい働き方に適した地域であることの情報発信に努められたい。

回答 市では、産業競争強化法に基づき、地域における創業の促進を目的として、平成26年に創業支援等事業計画の認定を受け創業

支援の取り組みを行っております。
起業間もない事業者に対しては、事業所の内外装費や備品の購入費を補助する「一関市起業家経営安定化支援事業補助金」の交付や、「空き店舗入居支援事業補助金」を交付し、

経営の早期安定化や女性や若者の起業意欲の向上、市外からの移住促進を図っております。また、引き続き、支援を実施してまいります。

また、既存事業者への事業継続のための支援としては、中小企業振興資金貸付金等の制度融資の活用や、昨年度から、貴会議所及び岩手県信用保証協会と共同で「ヒトサポート」のせきビジネスサポート相談室を立上げ、経営改善や販路開拓、創業等に関する相談を受け、支援を行っているところであります。

新型コロナウイルス感染症拡大によるテレワークの普及により、働き方の多様性の一端として旅先等で仕事(テレワーク等)をしながら休暇取得等を行う仕組みである「ワーケーション」を導入する企業等が増加しており、受け皿となる情報基盤整備などの環境を整え、「ワーケーション」誘致活動により、観光情報の発信と交流人口、関係人口の拡大にもつながることから、市としても検討してまいりますと考えております。(商政課)

(2) 商工会議所への支援について

地域の中小規模事業者を育成し健全な発展につなげていくためには、商工会議所が安定的・継続的に経営される体制づくりが必要不可欠である。

特に今般のコロナ禍において、国、県、市の各種給付金、補助の申請支援を行うなど、地域商工業者に対する当所の果たすべき役割も益々重要となつてきている。しかしながら、支所運営に対する県の補助金は年々減額され、最終的に支所長設置費は廃止の方向とされている。

また、これに伴い経営指導員等の人件費の総額も削減されてきている。今後更なる管内の地域振興と商工業振興のため、県の補助金に連動する「一関市商工業振興事業等補助金

交付要綱」の算定方法を見直し、当所の財政的な基盤の確立に向け、より一層のご支援をいただきたい。

回答 地域の中小企業者を育成し健全な発展につなげていくためには、商工会議所が安定的・継続的に経営される体制づくりが重要であると認識しております。

市商工業振興事業補助金については、昨年度、交付要綱の改正を行い、県の商工業小規模事業経営支援事業費補助金要綱に基づき、事業承継支援事業に要する経費、支所の運営に要する経費に対し補助金を交付することとしており、引き続き、商工業の振興と安定を図るため、商工会議所が行う事業及び運営に要する経費に対し補助金の交付を行ってまいります。(商政課)

9 地域の活性化のために

(1) 地域の祭り・イベントに対する支援拡充について

人口の減少や公共機関等の撤退・縮小などによる購買力の低下により、地域商店街の集客力は急激に落ち込んでいる。各地域の賑わい創出のためにも大原水かけ祭り、かわさき花火大会、千厩夜市、全市連合大売り出し、館ヶ森風祭り等、地域の祭り・イベントに係る警備費や設備費、コロナ禍における感染症対策費等の増加もあることから財政的な支援の拡充をいただきたい。また、まつりなどを主催する実行委員会のメンバーも不足しており、担い手の育成についてご支援をいただきたい。

回答 財政的な支援については、それぞれの祭りやイベントの内容、規模、新型コロナウイルス感染症対策費などを含めた経費等を勘案し、主催者等の意見や要望を伺いながら検討してまいります。

また、担い手の育成については、各まつりなどの実行委員会等と連携し、協力してまいります。(観光物産課)

(2) 地域内経済循環に向けた地域商品券の活用について

各地域で発行されている地域商品券は、地域の小売店等で流通し経済の地域内循環効果が顕著に現れていることから、市が交付されている各種助成金について、地域商品券の積極的な活用について検討願いたい。

回答 地域商品券は、地域の小売店等で流通し経済の地域内循環に効果的であると認識しております。これまで、市生活再建住宅支援事業補助金など、地域商品券を活用した補助金の交付を行っていることから、今後においても、積極的な活用について検討してまいります。(商政課)

(3) 「食と農の景勝地」を活用した一関の魅力発信について

当地域は平成28年に「食と農の景勝地」に認定され、地域の食とそれを生み出す農林水産業を核として、訪日外国人を中心とした観光客の誘致を図り農林水産物・食品の需要拡大及び農山漁村の所得の向上に取り組んでいる。特に、もち食文化を中心に「食と農の景勝地」の取組を推進する一関もち食推進会議の活動により、もち食の認知は向上しているが、地元の人たちもち食を含め地元の文化に触れる機会が少ないと思われる。「もちマイスター検定」や「もち本體体験」など、一関の魅力を再認識できるような体験の場や教育の場に気軽に参加できる機会を提供すること、映画「もち」のように一関の文化の意義を感じることでできる機会は一関の魅力を発信するうえで重要である。このように来訪者だけでなく、地元の方にも一関の魅力を感じられるような取組を期待するものである。

回答 もち食をはじめとした一関の文化や魅力を再認識できる体験の場や教育の場を提供する取組について、関係団体などご連携し、実施に向けた検討をしてまいります。(観光物産課)

新型コロナウイルス感染症対策補助制度

申請締切が
近づいています!
要チェック!!



一関市から、新型コロナウイルス感染症のまん延による影響を受けている事業者等に対する緊急の補助制度が出されましたのでお知らせします。

感染防止取組事業者緊急特別支援給付金

対象者

市内に下記の業種を営む店舗または事業所があり、①または②に該当する事業者

①中小企業者※¹、個人事業主

②特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人、一般社団・財団法人・公益社団・財団法人、中小企業等協同組合法に基づく組合等のうち、中小企業者の範囲を満たす者

記

次の1～7のいずれかに該当する業種を営むもの

1. 飲食店、喫茶店※² 2. 貸切りバス業 3. タクシー業 4. 自動車運転代行業

5. 河川遊覧船業 6. 映画館 7. 旅行業

※²・市内に店舗を構え、日常より飲食の提供を行う施設（移動販売は、市内に代表者住所がある場合に限る）
・フランチャイズ店を除く

【対象となる例】飲食店、料理店、喫茶店、フードコート、キッチンカー、イートインのある菓子・パン店（喫茶店等の営業許可を受けている場合に限る）等

【対象外の例】コンビニエンスストア、スーパーマーケット（店舗内に独立して営業する場合は除く）、専ら宿泊者のみが利用するホテル、旅館等の宿泊施設、露天商、自動販売機、等

※¹対象となる中小企業者について…中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

給付金額 **一律 40 万円**（1事業者1回限り）
（複数の店舗を経営している場合も1事業者として取り扱います。）

申請期限 **令和3年3月5日（金） ※必着**
・申請期限を過ぎてから書類を提出された場合は、給付できない場合があります。

申請書類

① 感染防止取組事業者緊急特別支援給付費交付申請書兼請求書

② 事業者ごとに定める営業の許可等を受けていることを証する書類の写し

③ 店舗、事業所の外観写真

④ 法人または申請者名義の口座通帳（金融機関、支店、口座番号および名義人のカナ表示の箇所）の写し

⑤ 【法人のみ】 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し

⑥ 【個人事業主のみ】 本人確認書類の写し

申請方法

原則郵送での提出

・封筒の表面に「感染防止取組給付金申請書在中」と朱書きしてください。

・申請書類一式を封筒に入れて、切手を貼って投函してください。郵送料は申請者の負担となります。

●申請書類郵送先

〒021-8501 一関市竹山町 7-2 一関市役所内
新型コロナウイルス感染症対策本部（経営支援班）宛

補助金申請や決算確定申告については、お気軽に一関商工会議所へご相談ください!!

TEL. 本 所 23-3434 花泉支所 82-3130 大東支所 75-2448 千厩支所 53-2735
東山支所 47-2492 室根支所 64-2063 川崎支所 43-2440 藤沢支所 63-2050

経済産業省関係・令和2年度補正予算の事業概要



2021年1月28日に成立した令和2年度第3次補正予算のうち、中小企業関連の補助制度をピックアップしてご紹介します。

詳細が公表されていない補助制度を含んでおりますので、内容が変更となる可能性があります。

事業再構築補助金

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取り組み、事業再編又はこれらの取り組みを通じた規模の拡大等を目指す企業・団体等の新たな挑戦に補助が受けられます。

対象者

1. 申請前の直近6ヵ月間のうち、任意の3ヵ月の合計売上高が、コロナ以前の同3ヵ月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
2. 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加の達成。

補助対象経費

建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等
注）補助対象企業の従業員の人件費及び従業員の旅費は補助対象外です。

補助額・補助率

【中小企業】

	補助額	補助率
通常枠	100万円～6,000万円	2/3
卒業枠※1	6,000万円超～1億円	2/3

※1：400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

※中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。

【中堅企業】

	補助額	補助率
通常枠	100万円～8,000万円	1/2（4,000万円超は1/3）
グローバルV字回復枠	8,000万円超～1億円	1/2

【緊急事態宣言特別枠】

左記、対象者1～3の要件に加え、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少していること。

従業員数	補助額	補助率
5人以下	100万円～500万円	中小企業3/4
6～20人	100万円～1,000万円	中堅企業2/3
21人以上	100万円～1,500万円	

活用イメージ（例）

飲食業	喫茶店経営 飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施。	飲食業	居酒屋経営 オンライン専門の注文サービスを新たに開始し、宅配や持ち帰りの需要に対応。
小売業	衣服販売業 衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業に業態を転換。	サービス業	ヨガ教室 室内での密を回避するため、新たにオンライン形式でのヨガ教室の運営を開始。
運輸業	タクシー事業 新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、食料等の宅配サービスを開始。	製造業	伝統工芸品製造 百貨店などでの売上が激減。ECサイト（オンライン上）での販売を開始。

その他

※公募開始は3月となる見込みです。

※jGrants（電子申請システム）での申請受付を予定しています。GビズIDプライムの発行に2～3週間かかりますので、補助金の申請をお考えの方は事前のID取得をお勧めします。

その他補助制度の一例

①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

対人接触機会の減少に資する、製品開発、サービス開発、生産プロセスの改善に必要な設備投資、システム構築等を支援します。（補助額：100万～1,000万円、補助率：2/3）

②サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

複数の業務工程を広範囲に非対面化する業務形態の転換が可能なITツールの導入を支援します。また、この中において、テレワーク対応類型を設け、テレワーク用のクラウド対応したITツールを導入する取り組みを支援します。（補助額：30万～450万円*、補助率：2/3）

*テレワーク対応類型は補助上限150万円

③事業承継・引継ぎ補助金

事業承継・引継ぎを契機とする新たな取り組み（設備投資・販路開拓等）や廃業に係る費用、事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用（仲介手数料、デュレリジェンス費用、企業概要書作成費用等）の一部を補助します。

支援類型	補助率	補助上限額	上乗せ額 ※廃業を伴う場合
①事業承継等の新たな取り組み等に係る補助			
創業支援型	2/3	400万円	200万円
経営者交代型	2/3	400万円	200万円
M & A型	2/3	800万円	200万円
②事業引継ぎ時の専門家活用補助			
専門家活用型	2/3	400万円	200万円 （売り手のみ）

小規模事業者持続化補助金〈一般型〉

策定した「経営計画」に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する、地道な販路開拓等（生産性向上）のための取り組み、あるいは、販路開拓等の取り組みとあわせて行う業務効率化（生産性向上）のための取り組みに対し、補助が受けられます。

対象者

商工会議所の管轄地域内で事業を営んでいる「小規模事業者」等
小規模事業者の定義

業種	人数
商業・サービス業（宿泊・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

補助対象経費

①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費、④旅費、⑤開発費、⑥資料購入費、⑦雑役務費、⑧借料、⑨専門家謝金、⑩専門家旅費、⑪設備処分費（補助対象経費総額の1/2が上限）、⑫委託費、⑬外注費

補助事業例

- ・新商品を陳列するための棚の購入
- ・新たな販促用チラシの作成、送付
- ・新たな販促用PR（マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告）
- ・ネット販売システムの構築
- ・商談会への参加
- ・新商品の開発
- ・店舗改装 など

補助額 50万円（補助対象経費の2/3）

申請期限 〈第5回受付〉令和3年6月4日（金）※当日消印有効

その他 補助上限額引き上げあり

問合せ先 持続化補助金事務局 TEL 03-6447-2389

※上記は概要の情報を含むため、詳細が公表された場合は、あらためて会議所ニュース等でお知らせいたします。

＜確定申告・納付期限が延長されました＞

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告期間（令和3年2月16日～3月15日）と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、全国一律で令和3年4月15日（木）まで延長されました。

これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、下記のとおり延長されております。

○申告期限・納付期限

税 目	当 初	延長後
申 告 所 得 税	令和3年3月15日（月）	令和3年4月15日（木）
個人事業者の消費税	令和3年3月31日（水）	
贈 与 税	令和3年3月15日（月）	

○振替日

税 目	当 初	延長後
申 告 所 得 税	令和3年4月19日（月）	令和3年5月31日（月）
個人事業者の消費税	令和3年4月23日（金）	令和3年5月24日（月）

確定申告のご相談については、当所までお気軽にお問い合わせください。

令和3年3月分（4月納付分）から 協会けんぽの保険料率が変わります

	令和2年度 令和3年2月分（3月納付分）まで	令和3年度 令和3年3月分（4月納付分）から
健康保険料率	9.77%	-0.03% → 9.74%
介護保険料率	1.79%	+0.01% → 1.80%

↓保険料額表はこちらから

協会けんぽ 令和3年度保険料額表

皆さまの取り組みで保険料率が変わる！

インセンティブ制度の「5つの取り組み」へのご協力をお願いいたします

5つの取り組み

- ① 健診費用の補助がある協会けんぽの生活習慣病予防健診等を受けましょう。
- ② 健診結果で「生活改善が必要」と判断された場合は、保健師がサポートを行う特定保健指導を利用しましょう。
- ③ 特定保健指導の対象とならないよう、日ごろから健康づくりを心がけましょう。
- ④ 健診の結果、「要治療（再検査を含む）」の場合は、必ず医療機関の受診をお願いいたします。
- ⑤ ジェネリック医薬品（後発医薬品）を積極的に利用しましょう。

※体に合わない等の場合は、それぞれのご都合に合わせてご利用ください。

▶インセンティブ制度とは

協会けんぽの都道府県支部ごとの加入者及び事業主の皆さまの健康への取り組みを5つの指標に基づき評価し、その結果、上位23支部に対してインセンティブ（報奨金）が付与され、保険料率に反映される制度です。

お問い合わせ先
全国健康保険協会（協会けんぽ）岩手支部
企画総務グループ TEL019-604-9018

第3回 ヲタク飯

内 容

- ・利用参加者は、飲食店リストから任意の店舗を選び、注文予約を行います。
- ・商品受渡時に押印されるスタンプ3店舗分を集めて応募すると、応募者の中から抽選で景品が当たります。

開催期間 令和3年2月20日（土）～3月31日（水）

押印条件 1回の注文につき、スタンプを1つ押印します。

応募締切 4月10日（土）

事務局 当所経営支援課 TEL 23-3434



お菓子スタンプラリー開催中！

2月1日より、市内のお菓子製造業のお店を中心に一関お菓子スタンプラリーを実施しています。期間中、参加店舗にて500円以上（税込）お買い物をするともらえるスタンプを異なる店舗4店舗分集めると、一関市の特産品など豪華賞品が抽選で当たります。応募期間は3月11日までです。

詳細は一関お菓子スタンプラリー事務局まで。
(TEL 23-3434)

おもてなしセミナーを開催

2月15日、なのはなプラザにおいて観光客おもてなしセミナーを開催しました。(主催…(一社)一関市観光協会、一関市一関商工会議所)

約30人が来場し、SASURAI マネジメントの瀬下翔氏を講師に迎え「おもてなしを実現するお店と組織のつくり方」と題しご講演をいただきました。

顧客が期待していることは何か、どのような価値提案ができるかを把握することの重要性を説明。また、▽情報開示と開かれ

「桃の節句ひなまつり」～コロナの収束を願う～

千厩町のホットウェブ(菅原利和代表)が主催する「桃の節句ひなまつり」が千厩ショッピングセンターエスピアを会場に開催されています。

例年行われてきた「せんまやひなまつり」が新型コロナウイルスの影響で中止となったことを受け、蔵サポーターの会(昆野洋子会長)を中心に高さ約2.8メートルのビッグひな壇をはじめ、色鮮やかなつるし飾り・今年の干支「丑」にちなんだ作品が多数展示されており、同会場内には、当所女性会千厩支部が疫病退散の願いを込めて制作したアマビエとウマビエも展示されています。

菅原代表からは「千厩ひなまつりへ向け制作した作品を地域の皆様のご協力により、展示・披露できたことを大変嬉しく思う。今回、会場を提供していただいた千厩エスピア店様にも感謝。来年はさらに盛り上げていければ」とお話をいただきました。

このイベントは3月3日(水)まで開催されます。



【写真提供】ホットウェブ様

企業向けSDGs オンライン講演会開催

2月19日、一関市・一関商工会議所・両磐インダストリアルプラザの共催で、「企業向けSDGs オンライン講演会」を開催

たコミュニケーション▽説得力あるビジョン▽権限委譲と組織システム▽失敗の許容と継続的学習▽とポイントをあげ組織改革について語っていただきました。終了後は個別の相談会も行われ、参加者は最後まで熱心に聞き入っていました。

催しました。

専修大学 特任教授の見山謙一郎氏を講師に迎え、「なぜ、今、経営にSDGsなのか」をテーマに、「SDGsの成り立ち」、「持続可能性とは何か」、「企業とSDGsの関係性」などについて説明があり、見山氏からは「SDGsは先進国も途上国もなく、地球市民全員が課題当事者。企業は、本業でSDGsに取り組んでいくことも大切」と、SDGsに取り組むためのヒントをいただきました。



各部会を開催

2月5日～2月24日までの間に、各部会を開催しました。令和3年度の事業計画について協議し、常議会へ提出することとしました。

- ▽金理財財部会 2月5日
- ▽観光部会 2月15日
- ▽サービス部会 2月15日
- ▽建設部会 2月19日
- ▽商業部会 2月22日
- ▽工業部会 2月24日

各部会の開催日は、以下のとおりです。

新入社員養成講座について

今年度の新入社員養成講座は、3月の開催を見送ることとしましたのでお知らせします。

お問い合わせ：当所経営支援課

全学年申請OK!! 1人4回まで!

※岩手県からのお知らせ
(岩手県出身県外大学生等応援事業)

県外大学等に通う

岩手県出身学生のみなさんに

岩手県内での就活応援費用として

申請1件あたり
最大2万円を支給します

いわてとつながろう! Uターン就活応援助成金

岩手県では、県外に進学した学生の「地元いわてに戻りたい」「卒業後はいわてで働きたい」を応援するため県内での就職活動に要する交通費・宿泊費を対象とした助成金を支給します。

申請受付期間：2020年7月15日(水)～2021年3月15日(月)

- ※2020年6月11日(木)以降の活動が対象となります
- ※申請受付期間内に「申請受理」されたものが支給の対象となります(支給は原則1人4回まで)。
- ※申請数により支給予定総額を超えた場合には、受付期間内であっても早めに申請の受付を締め切る場合があります。申請をお考えの方、Uターン就職活動の実施予定の方は、できるだけお早目に窓口までご相談ください。

申請書ダウンロード・要件等はジョブカフェいわてのサイトから!
<https://www.jobcafe-ijp/ouen-josei/>

- 「いずれは戻りたいけど、まだ具体的な活動予定がない…」という1～3年生へ
- まずはジョブカフェいわてで、これからの就職活動のことを考えてみませんか。
- ジョブカフェいわてで「面接練習」を実施した場合は、卒業後の就職活動になります。
- ジョブカフェいわてでの「県外学生のためのインターンシップ支援窓口」では、ご希望にあわせて県内企業でのインターンシップのコーディネートをおこなっています。(1Dayや見学のみ等も実施可)

申請窓口・お問い合わせ先

ジョブカフェいわて内「いわてとつながろう! Uターン就活応援助成金」受付窓口

TEL: 019-656-1580 月曜～金曜 10:00～17:00 受付 (祝日・年末年始を除く)

✉ ouen@jobcafe-ijp ※メールでのお問い合わせは返信に時間がかかる場合がありますので、できるだけお電話でお問い合わせください

Top interview

石のことならお任せください!

(有)及川石材店

< 会社概要 >

(有)及川石材店
代表取締役 及川 豊 (のぼる)
事業内容 墓石、墓地工事、記念碑、灯籠、
墓所のリフォーム、戒名彫刻、その他
庭園工事、石材関連業務の一切

所在地
<本社> 一関市室根町津谷川字竹野下135-2
TEL 65-2512 FAX 65-2514
<高沢展示場>
一関市室根町矢越字高沢224-1
TEL・FAX 64-3335
<日門展示場>
宮城県気仙沼市本吉町山谷24-5
TEL・FAX 0226-29-6248

今回は、取締役の及川剛(ただし)さん、
及川健太(けんた)さん兄弟にお話を伺いま
した。
— 会社の概要について教えてください
—

私の曾祖父が昭和8年に創業し、まもなく90年になります。現在は父が代表を務め、息子の私たちも一緒に仕事をしています。お墓の施工をメインとし、造園工事や住宅の基礎工事、玄関回りの石を貼る施工などの仕事もしています。事務所から車で10分ほどで宮城県気仙沼市本吉町。仕事の範囲はそちらにも及びます。宮城県の太谷海岸の近くと室根町折壁の2か所に展示場があり、従業員は私たちを含め10名です。

室根は室根石が採れるという歴史もあり、自然石を自然のまま墓

石としたいというお客さんも多くいらっしやるので、そういうところとも得意とする会社です。

— お二人とも以前は東京で勤められていたようですが、Uターンすることになったきっかけは何ですか?

(剛さん)

私は、もともと東京で店舗の内装設計をする仕事をしていました。お客さんの考えを聞いて図面を作り、相談しながら形を決めていくという大枠の流れは今と同じような感じですが、やっている内容が違いますね。こちらに戻ってくるきっかけとなった出来事は、平成23年の東日本大震災の発生です。戻ってきて仕事をする上で大変だったことは、以前は設計をする立場だったので、現場で実際に作るということにはしていませんでした。現在は実際に物を作るということでの大変さがありますね。



及川剛さん(写真右)、健太さん(写真左)

(健太さん)

私は、東京でアパレルショップの店員をしていました。初めは帰ってくる気もありませんでしたが、東日本大震災が発生したこともあり、親からも帰ってきてほしいと言われていたので戻ってきました。当社は地域密着型の会社であると思うので、地域性を考慮することはこの地域でやっていく上では良くも悪くも絶対大事なところかなと思います。大変という訳ではないですけど、気遣う部分はありますね。

— 最近の墓石事情について

以前のお墓は縦型が主流でしたが、東日本大震災の際に縦型はかなりの数が倒れてしまったようです。最近では横型や縦横を組み合わせた和洋型などが増え、縦型を作られる方はほとんどいなくなりました。横型は倒れにくく、高齢の方がお掃除しやすいというメリットもあります。

「お墓離れ」とか「墓じまい」などというワードを最近耳にしたことがある方もいるかと思えます。以前は、大きく、高く、立派なものを目指して建てたいという方がたくさんいらっしゃいましたが、今は大分じんまりしたものが多くなってきているように感じます。後継ぎがないなどといった理由もあって、お墓に対するお

金のかけ方、考え方も変わってきていると思います。我々と同世代となると、ますますお墓に対する価値観、考え方が変わってくるのかなとも思います。

— 今後の展望を教えてください

数年前から開催されている「五感市」(右手県南地場産業の工房を見学、体験しながら周遊できるイベント)に参加しています。参加を決めた理由としては、「お墓IIマイナス・陰のイメージ」を持たれている方もいるのではないかと思います。それを「プラス・陽のイメージ」に変えたい。そうすればもっともとお客さんが来てくれるんじゃないかという思いからでした。既存の仕事だけではなく、もっと皆さんに石に親しんでもらえるよう取り組んでいきたいと思っています。

編集後記

▼先月、福島沖を震源とする地震が発生しました。気象庁によると、今回の地震は10年前の東日本大震災の余震ということですが、緊急地震速報のアラームを聞くと、10年前を思い出しハッとします。自然災害はどうすることもできませんが、食料や電源の確保、物の置き方など、いざというときの備えをしっかりしていかなければと改めて思われました。(佐々木)

※掲載の写真はデータ送付もできますので、ご希望の方は当所総務課までお問い合わせください。